

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成28年度第1回東村山市保育料等審議会			
開催日時	平成28年10月28日(金) 19:00~20:10			
開催場所	いきいきプラザ2階 学習室			
出席者 及び欠席者	●出席者： (委員) 杉山浩章会長、遠藤剛之職務代理、渡邊儀一郎委員、磯村智香子委員、川原麗子委員 (市事務局) 渡部市長、野口子ども家庭部長、田中子ども家庭部次長、谷村子ども育成課長、半井児童課長、吉原子ども育成課長補佐、竹内児童課長補佐、大石子ども育成課保育・幼稚園係長、山本子ども育成課主事、柳田子ども育成課主事 ●欠席者：武城順子委員、小山雅由委員			
傍聴の可否	可	傍聴不可の場合はその理由	傍聴者数	0名
会議次第	1. 開会 2. 委嘱状交付 3. 事務連絡 4. 議事 (1) 保育認定の利用者負担(保育料)について (2) 児童クラブ使用料について 5. 報告事項 6. その他 7. 閉会			
問い合わせ先	子ども家庭部子ども育成課保育・幼稚園係 042-393-5111(内線3198)			
会 議 経 過				
1. 開会 2. 委嘱状交付 3. 市長挨拶 4. 委員自己紹介 5. 事務局自己紹介 6. 会長選出・職務代理指名 7. 事務連絡 8. 議事 (1) 保育認定の利用者負担(保育料)について ・会長 1点目の保育認定の利用者負担について、利用者負担を平成28年度と平成29年度の2か年で段階的に引き上げを行う。今年度は引き上げの影響を検討し、見直しの必要性の有無の検討を考				

えている。

まず、事務局からの説明をお願いしたい。

・大石係長

保育認定の利用者負担については平成 27 年度開始より、子ども・子育て支援新制度に合わせて、平成 26 年度中に当審議会に諮問し、その答申の内容に基づき、算定方法を国の基本方針に合わせた。平成 27 年度の利用者負担の徴収額が国基準額の 50%を目指していたが、かい離が広がったため、当審議会でも議論をいただいた結果、かい離の大きかった 3 歳児以上の利用者負担について平成 28 年度・29 年度の 2 か年で段階的に引き上げる旨の条例改正を今年の 12 月議会でやった。

引き上げの影響を検証するにあたってその前に報告事項がある。

【資料 1 について説明】

この改正の影響も踏まえた上で、引き上げの影響を検証したいと思う。

【資料 2・3 について説明】

以上から、平成 29 年度の改定後の利用者負担の徴収額が当初の目途の国基準の 50%にだいぶ近い数字となっているが、このまま引き上げを行うか見直しが必要か、ご審議をいただきたい。

・会長

事務局から国の支援法の施行令の改正に伴い、当市でも条例改正を実施した。それに伴う利用者負担額の負担割合等について、説明があった。皆さんからご意見があればいただきたい。

・A 委員

資料 1 にある条例改正の影響金額として、2,535,500 円とあるが、保護者が負担しなくなった分の補てんというのは国が行っているのか。だれが行うのか。

・谷村課長

国都の負担分は、それぞれ 1/2、1/4 となっていて、保育の実施に要するものとして交付されている。しかし、保育所等に支払う支出額から、国徴収基準額の理論上の利用者負担を差し引いたものから、1/2、1/4 の割合で負担することになる。それに対して、当市は国徴収基準額の 50%のみを徴収していることから、国徴収基準額の残りの 50%分は市が補てんしていることになる。結果的には、今回の改正により、一般財源（市の持ち出し分）の負担割合については、減少となるという現象が起きることになる。

市が定める利用者負担での影響額を考えると、影響額が約 250 万となっているが、国基準額の影響額で考えると、約 500 万円くらいの減額になっている。その国基準額の減額の分については、1/2、1/4 が国、都が負担することになるから、市に入ってくる国都の負担金は約 500 万円の 3/4 にあたる分（約 375 万円）が増額となる。それに対して、当市の利用者負担として徴収する分が減額となるのは、約 250 万円のみなので、結果的に差引約 125 万円分の市の持ち出し分は減ることになる。市の利用者負担として徴収する額は減るのだが、それ以上に国都からもらえる分は増えることになるため、今回の改正によって市の持ち出しが増えるということはない。

・A 委員

今回の改正によって、減額した利用者負担を誰が負担しているのかについて、集めるお金は減っているが、使うお金は減っていないため、その保護者の負担割合にこの額がどのように影響しているのかが気になった。国の制度でそうなったのに、集めるお金が減ったら、保護者の負担割合が減ったと言われたら、おかしいとは思った。そうならないようにしてほしい。

改正によって保護者の負担割合は減るのか、全然関係ないのかを教えてください。

・谷村課長

利用者負担は、受益者負担という名目で徴収はしているが、かといって、かかった費用の何%

を負担していただくという考えに基づいて徴収しているわけではない。直接的に今回の条例改正が利用者負担の割合に影響してくるわけではない。ただ、国徴収基準額に対する当市の徴収額という分母分子の関係でいうと、国が取るべきと考える徴収額である分母の数字が減ってしまうことにより分子はそこまで減らないということで、数値としての上昇要因としては理論上成りうるのだが、金額的には小さいため、ゼロコンマ数%の影響でしかないと考える。

・会長

平成 28 年度の 4 月から 8 月までの影響額が載っているということで、この後の影響額については、追って機会をみてご報告いただけるということでよろしいか。

・職務代理

子ども・子育て支援新制度が平成 27 年度からスタートし、幼稚園の方でも（就園奨励費等の補助金を考慮すると実質的に）第 1 子は全額、所得にもよるが、第 2 子はほぼ半額、第 3 子は無料となるので、幼稚園に入園してもらえるかと思ったが、それ以上に保育所の利用者負担が安い。例えばあるご家庭のケースでは、第 1 子が保育所、第 2 子が幼稚園の場合、第 2 子は（実質）半額となる。うちでは、保育料は月々 27,000 円もっているから、（実質負担は）その半額で 13,500 円となるはずである。しかし、第 1 子の保育所の利用者負担は 9,000 円であると聞き、給食費まで出してもらっている。幼稚園は、給食費は免除にできない。そのため、保護者から幼稚園は保育料が高すぎて通えないと言われてしまう。保育所と幼稚園の保育料はまだ格差はある状況である。幼稚園はどんどん園児が減っている状況である。市から、入園料補助金や保護者補助金は出してもらってはいるが、それにしても保育所の方がはるかに条件がいいということで、幼稚園は園児が減っている。

今、認定こども園制度というのが推奨されているが、幼稚園はどうしても学校教育法に基づいて教育を行いたいという理念があるため、認定こども園への参入が遅れている状況である。

・A 委員

資料 3 の方を見て、大体国基準の 50% という目標値に来ていて、平成 28 年度、29 年度の値上げの効果が出ていると思う。国基準の 50% という数字を基準にして、話し合いを行ってきたが、幼稚園の状況を聞いて、子どもを育てる環境という大きな範囲で考えた場合、幼稚園の保護者の負担というのももう少し軽くできるように市に頑張ってもらえたらと思う。

・職務代理

子育てするなら東村山と掲げているように、幼稚園でも保育所でも通いやすいようにするのが市の施策だとは思う。とりあえず、利用者負担を国基準の 50% に整えてから以降のことだとは思うが。

・会長

ご意見として受け取っていただいてもよろしいか。

・B 委員

私は長男を幼稚園に通わせている一保護者だが、職務代理が言ったように、資料を見て保育所の利用者負担と比較して幼稚園は高いとは思った。補助金が出ているとはいえ、我が家は幼稚園の保育料で月々 3 万 1,500 円支払っているが、幼稚園が助かれば、保護者も助かると考えるので、市には頑張ってもらいたいという思いはある。保育所を利用されている保護者も仕事を頑張って利用者負担を払っていると思うので、最終的には来年度国基準の 50% にかなり近づくとして、皆さんこれまで審議を重ねてきたのだろうと感じた。

1 点資料で分からないところがあるが、資料 2 と資料 3 の利用者負担額の表についてだが、ABCD1 階層から D20 階層までである中で、D20 階層からさらに BCD1 階層から D5 階層まであるのは、通常の保育所とは別の料金体系の保育所があるのか。同じ階層なのに数字が違うのは何なのかが気になった。

・大石係長

D20 の下にある階層については、先ほど資料 1 で説明させていただいた 6 月の条例改正の影響でひとり親世帯等については第 1 子半額、第 2 子無料という世帯があるので別表対応をしている。それを D20 階層の下に追加させてもらったものである。

・谷村課長

ひとり親世帯の方の利用者負担の見方として、通常のひとり親世帯ではない方の利用者負担額は第 1 子表示された額、第 2 子は第 1 の半額、第 3 子無料となっている。例えば資料 3-1 の C 階層について、ひとり親でない世帯については、第 1 子 6,600 円、第 2 子 3,300 円になっているが、もう一方でひとり親世帯の表に対応させると、C 階層で第 1 子が 3,300 円、第 2 子以降が 0 円となっている。

ひとり親世帯の方については同じ所得状況であっても、右下の表で利用者負担が決定し、別計算をすることになるため、別表で対応させていただいた。

・B 委員

項目としては一緒だけど、条件によって、右下の表が適用される場合があると考えてよいのか。

・谷村課長

その通りである。低所得のひとり親世帯の場合には右下の表を使うということになる。

・会長

利用者負担について、いろいろ意見が出たようであるが、ほかに意見はあるか。

・A 委員

資料の内容とはちょっと外れてしまうが、教えてもらいたい。1 号認定と 2 号認定の第 3 子のカウントの方法について、ある保護者から聞いたのだが、保育所の場合は、上の子が小学校に入学した場合、今まで第 3 子として無料だったのが有料になってしまう。でも 1 号認定の場合は、小学校 3 年生まではカウントの対象となるため、利用者負担が安くなっていくという話があった。

それは違うと説明させてもらったが、実際に 1 号認定に変えればあと 3 か年は第 3 子無料の恩恵を受けられるため、1 号認定に切り替えたという保護者がいるということを知った。そのようなやり方がずるくないのかと聞かれたことがある。市はそのような状況を把握しているのか、制度的にそれは問題ないことなのか、また、そのような事例の件数が何件くらいあるのか聞かせてもらいたい。

・谷村課長

その件について、保育所・幼稚園主管課長会議において、市町村単位で国や都に要望等を出している。やはりこの不整合についてはたびたび話題にはなっている。原因の一つには、制度の成り立ちが文科省と厚労省の違いというところにある。幼稚園の利用者負担については、就園奨励費との整合性の問題があって、もともと就園奨励費の子どものカウントの仕方が小学校 3 年生以下の子どもを数えるというのが制度となっていて、一方で、保育園の保育料は学齢前の子どもを数えるという違いが新制度になった後でも影響しているところがある。

ただ、資料 1 のように、限定的ではあるが、低所得世帯、ひとり親世帯に関しては、子どものカウントの方法について、親の監護下にある子どもを全てカウントするということになっていて、このような対応は、幼稚園の就園奨励費でも同じ考え方となっている。徐々にではあるが、様々な制度の整合性を国の方で考えてきている。

我々の方でも幼稚園や保育所は子育て支援のための保護者のライフスタイルに合わせて、選べるような公平な制度にしたいと思うので、国や都に対し言うべきところは言っていきたいと思う。

・A 委員

市でそのようなケースがあるのか。ある場合には何ケース位なのか、次回までに情報として教えていただきたい。

・大石係長

ご指摘のケースだと、おそらく認定こども園に通うお子さんが2号認定から1号認定に切り替えたというケースであると思うが、1号認定に切り替えたことにより小学校3年生までのお子さんから数えて、第2子、第3子にあたって、利用者負担が半額、無料になったというケースであると思う。その場合、基本となる利用者負担が減額されても、1号認定として預かり保育を利用した場合、基本の利用者負担と預かり保育の金額を含めても2号認定より安かった世帯があるかどうかについては、各認定こども園で預かり保育の金額が異なるので、実際に金額が逆転しているかについてはまでは把握できていない。

ただ、年度途中で2号から1号へ切り替えられた方の人数の把握はできると思う。

・会長

1つ目の議事については以上とさせていただきたい。

(2) 児童クラブ使用料について

・会長

続きまして、児童クラブの使用料について、事務局より説明をお願いしたい。

・半井課長

児童クラブとは、放課後児童健全育成事業として小学校に就学している児童であって、保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童に放課後施設を利用させ、遊び及び生活を提供し児童の健全育成を図るものである。

【資料5についての説明】

近隣市の児童クラブ費が記載されているが、当市の児童クラブ使用料は平成13年度から5,500円となっている。平成27年度より子ども・子育て支援新制度により小学6年生まで受け入れることとなった。高学年が加わったことにより、受入れ人数が増加することで経費が増加することが見込まれたため、平成26年度の当審議会においてご審議いただき、平成26年12月に答申をいただいたところである。

児童の数は増えたが、光熱水費はそれほど増加せず、答申において児童クラブ使用料の改定については、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、どの程度の高学年の使用があるかも踏まえて検討する必要となるため継続審理が適当であるという意見をいただいた。

【資料6についての説明】

平成28年度の入会児童は平成27年度に比べ全体として110人増加し、そのうち高学年については93名の入会であり、結果として平成27年度比べ、高学年は11名の増加であった。

【資料7についての説明】

平成27年度において、利用者1,417名のうち、高学年81名の入会を原因とする経費負担があったかの検証は難しい。資料7では平成26年度と平成28年度の4月から6月までの光熱水費を比較した。25の施設のうち、8施設は複合施設であり、光熱水費が単独請求となっていないため、記載していない。児童クラブ別では、年々在籍児数は増加しているが、光熱水費に関しては高学年の入会がどの程度影響しているかはこの表では読み取れず、高学年入会を理由に増加したとは言い切れないと考える。

また、近隣市の児童クラブ使用料も資料5より、各市5,000円から7,000円であり、西東京市と東久留米市が平成28年度から値上げをしたが、本市としては値上げには踏み切れる状況ではないと判断する。平成29年度も引き続き全体の入所者数や高学年入会に注視する必要があると考えるが、経費の検討材料の一つとして光熱水費を2年間検討してきたが、別の観点からも検討の必要があるのではないかと考える。

以上のことを参考にご審議をお願いしたい。

・会長

課長から説明があったが、前回の答申の内容もあるが、今の児童クラブ使用料の説明について、質問等あるか。

・職務代理

値上げもなく値下げもなく、据え置きということから、試算は立っていると思うので、問題はなかろうかと思う。

・A 委員

児童数は増えているが、免除を受けている家庭の割合が高かったのを以前何かで見た。免除されている世帯の割合も増えているのか。そこに変動はあるのか。

・半井課長

細かい資料がないので、答えられないが、微増という感じではなかろうか。そんなに極端に増加したということではないと思う。

・A 委員

今の全世界帯に対する免除率というのはどのくらいなのか。

・半井課長

児童数は 1,500 人だが、免除されている保護者の数は 300 人位だと思う。免除については、生活保護被保護者世帯、市民税非課税世帯、就学援助費受給世帯、中国残留邦人等世帯の 4 つの免除規定があり、それによって免除を受けている状況である。

・会長

それでは 2 点目の議事については、以上にしたいと思う。

9. 報告事項

・会長

報告事項が 1 点あるとのことなのでそれぞれの所管よりお願いしたい。

・大石係長

子ども育成課より、保育所の利用者負担の徴収率について、ご報告したい。

【資料 8 の 1 について説明】

平成 27 年度の徴収率は前年度より 0.49%改善して、98.47%となっている。保育所の利用者負担については、平成 25 年度の 2 月から児童手当からの特別徴収を実施していて、過年度分については、保護者から申出書をいただくことで児童手当からの充当を可能にしている。この他にもカラー封筒による催告や休日の電話による催告、臨戸徴収などを実施していて、引き続き徴収率の維持、向上に努めていきたいと考えている。

・半井課長

児童クラブ使用料の徴収率について説明する。

【資料 8 の 2 について説明】

平成 27 年度の現年度については、前年並みであったが、過年度を含めた合計では平成 22 年度から年々徴収率を上げていたが、平成 27 年度は少々下がった結果となってしまった。今年度についても、引き続き徴収率の向上に努めていきたいと考える。保育所の方と同様に、臨戸徴収や

督促状・催告状の送付、夜間の電話等で徴収率の向上を目指していきたいと考えている。

- ・会長

以上が事務局からの説明だが、報告事項なので質問等あればお受けするが、いかがか。

- ・会長

ただいまの報告をもって報告事項を終了したい。

10. その他

- ・会長

その他であるが、事務局から何かあれば、お願いしたい。

- ・谷村課長

当審議会の所掌事項から、現段階では今年度の議事については以上であるとする。今後所掌事項の中で審議しなければならない事項が発生した場合には、改めてご相談をさせていただいた上でご判断いただければと思う。その際はよろしくお願いしたい。

11. 閉会

<終了>